

隠岐広域連合告示第8号

レインボープラザの指定管理者の指定取消しについて

平成29年7月24日

隠岐広域連合長 池田 高世偉

記

- 1 取消しに係る公の施設の名称及び所在地
名 称 レインボープラザ
所在地 島根県松江市学園1丁目8番8号
- 2 指定を取り消した指定管理者の名称等
株式会社あいらんど 代表取締役 田月 正人
- 3 指定管理者の指定期間
指定管理期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）
- 4 指定管理者の指定を取り消す日
平成30年3月31日
- 5 指定の取消しの理由
指定管理者による指定の取消しの申出による
- 6 指定取消しまでの経過
平成29年7月24日 指定管理者から指定の取消しの申出
平成29年7月24日 指定の取消しの通知
平成30年3月31日 指定の取消し
- 7 新たな指定管理者の選定について
平成30年4月1日から、新たな指定管理者による管理運営へ移行するため、選定手続きを進めていく。